

大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程

平成16年 4月 1日
規 程 第 3 5 号
平成17年11月28日改正
平成18年 3月31日改正
平成19年 3月26日改正
平成19年 7月20日改正
平成20年 1月15日改正
平成20年 3月28日改正
平成20年 7月15日改正
平成21年 3月23日改正
平成21年 6月25日改正
平成21年 9月 9日改正
平成21年11月30日改正
平成21年12月17日改正
平成22年 3月26日改正
平成22年11月30日改正
平成23年 1月11日改正
平成23年 3月28日改正
平成24年 3月30日改正
平成25年 3月26日改正
平成25年12月 3日改正
平成26年 4月14日改正
平成26年12月17日改正
平成27年 3月23日改正
平成27年 9月 7日改正
平成28年 3月15日改正
平成29年 1月30日改正
平成29年 3月27日改正
平成30年 1月29日改正
平成31年 1月28日改正
令和 2年 1月27日改正
令和 3年 1月25日改正
令和 4年 5月30日改正
令和 5年 2月27日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員（外国人研究員を除く。）の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区

分により支給する。

一 基本給は、本給（第23条の規定による本給の調整額を含む。）とする。

二 諸手当は、扶養手当、機関長手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 外国人研究員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

一 基本給は、本給とする。

二 諸手当は、通勤手当のみとする。

第3条の2 前条の規定に関わらず、特定のプロジェクトを担当する研究教育職員で年俸制によることが適切であると認める者の給与は、本人の同意を得て、別に定める年俸制給与規程に基づき支給する。

（給与の支給日）

第4条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当は、当月1日から末日までの勤務期間について、その月の月額的全額を毎月17日に支給する。超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（15日が休日に当たるときは、18日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が休日に当たるときは翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

（本給の決定及び適用範囲）

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 一般職本給表（一）（別表第1）

二 一般職本給表（二）（別表第2）

三 研究教育職本給表（別表第3）

四 指定職本給表（別表第4）

五 外国人研究員の本給表（別表第5）

3 前項に掲げる、各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

一 第一号の適用を受ける者 事務職員、技術職員

二 第二号の適用を受ける者 労務職員

三 第三号の適用を受ける者 研究教育職員、機関の長

四 第四号の適用を受ける者 機構長が定める者

五 第五号の適用を受ける者 外国人研究員

4 第2項第1号から第3号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容並びにその級別の資格基準は、別に定める。

(本給等の改定)

第6条 機構長は、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の改正が行われた場合には、改正後の給与法、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌の上、本規程を改正し、本給及び諸手当を改定することができる。

(初任給)

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定める。

(昇格)

第8条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の号給については、別に定める。

(昇給)

第9条 職員（指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、別に定めるものを除き、毎年1月1日とする。

2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、昇給日前1年間で良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあつては57歳）を超える職員の前項による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上であるものに限り、別に定めるところにより昇給させることができる。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員及び研究教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員（以下、「一般（一）9級以上職員等」という。）に対しては次項第2号に該当する扶養親族（以下、「扶養親族たる子」という。）に係る扶養手当に限り支給し、指定職本給表の適用を受ける職員に対しては扶養手当を支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下、「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（次の各号に掲げる職員（以

下、「一般（一）８級職員等」という。）にあつては３，５００円）、扶養親族たる子については一人につき１０，０００円とする。

- 一 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級である者
- 二 研究教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級である者
- 三 年俸制給与規程で定める年俸額本給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級である者

４ 扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日以後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５ 新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）９級以上職員等から一般（一）９級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を機構長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般（一）９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

６ 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般（一）９級以上職員等から一般（一）９級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）９級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般（一）９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、解雇され、又は死亡した日、一般（一）９級以上職員等以外の職員から一般（一）９級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）９級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後に行なわれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

７ 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第５項第１号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第５項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある一般（一）９級以上職員等が一般（一）９級以上職員等以外の職員となった場合

- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般（一）8級職員等が一般（一）8級職員等及び一般（一）9級以上職員等以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）9級以上職員等以外のものが一般（一）9級以上職員等となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）8級職員等及び一般（一）9級以上職員等以外のものが一般（一）8級職員等となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 前7項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（機関長手当）

第10条の2 機関長手当は、機関の長に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項の規定による機関長手当の額は別に定める。

（管理職手当）

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち機構長が別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

- 2 前項の規定による管理職手当は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を100分の25を超えてはならない。

（地域手当）

第12条 地域手当は、機構長が別に定める地域に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、本給、扶養手当、機関長手当及び管理職手当の月額の合計額に、それぞれの支給地域欄に掲げる区分に応じた、支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項に規定する支給地域に在勤する教職員が、その在勤する勤務場所を異にして異動した場合（これらの教職員が当該異動の日の前日に在勤していた勤務場所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）、当該異動後の地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に在勤していた地域の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には第1項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、本給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当の額を支給する。

- 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間

異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

- 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用者」という。）、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭

和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者(以下「給与法適用者等」という。)が、引き続き職員になった場合においては、前項の規定に準じて地域手当を支給する。

(広域異動手当)

第12条の2 職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務場所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定めるところにより算定した勤務場所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた勤務場所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務場所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務場所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務場所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務場所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務場所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務場所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務場所への異動等が予定されている場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 給与法適用者等であつた者から人事交流等により引き続き本給表の適用を受ける職員又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国等から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)

二 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして機構長が別に定めるもの。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のい

れにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

一 前項第1号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通期間等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

- ロ 使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員 ４，２００円
- ハ 使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員 ７，１００円
- ニ 使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員 １０，０００円
- ホ 使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員 １２，９００円
- ヘ 使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員 １５，８００円
- ト 使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員 １８，７００円
- チ 使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員 ２１，６００円
- リ 使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員 ２４，４００円
- ヌ 使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員 ２６，２００円
- ル 使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員 ２８，０００円
- ヲ 使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員 ２９，８００円
- ワ 使用距離が片道６０キロメートル以上である職員 ３１，６００円
- 三 前項第３号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前２号に定める額（１箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第１号に定める額又は前号に定める額
- ３ 勤務場所を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動又は移転の直前の住居（異動又は移転の日以後に転居する場合には、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の２分の１に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額」という。）が２０，０００円を超えるときは、支給単位期間につき、２０，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が２０，０００円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、２０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当前項の規定による額
- ４ 前項の規定は、検察官であつた者又は国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員、非特定独立行政法人、国家公務員、若しくは公庫・公団等の職員（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和２６年法律第９９号）第１条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行

令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者）であった者（以下「国家公務員等職員」という。）から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第15条 勤務場所を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用等の事情等を考慮して機構長が指定する職員に限る。）その他権衡上必要があると認められるものとして機構長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員等職員から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用等の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第16条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(超過勤務手当)

第17条 職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第2条に規定する所定の勤務時間を超えて勤務すること（以下「所定外勤務」という。）を命ぜられた職員には、所定外勤務をした全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定外勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で当該次に掲げる各号に定める割合（午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）に勤務した場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

三 1箇月当たりの所定外勤務が60時間を超えて行われた場合の前2号の勤務 100分の150

2 前項第3号の「1箇月当たり所定外勤務が60時間を超えて行われた場合」とあるのは、毎月1日を起算日とする前項の超過勤務手当の支給対象となる所定外勤務時間と次条第1号の休日給の支給対象となる日の勤務時間を合計した時間が60時間を超えて行われた場合とする。

3 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第21条の2の代替休暇の取得に代えられた時間については、第1項第1号又は第2号に定める割合とする。

(休日給)

第18条 勤務時間等規程第12条の規定による休日（同規程第13条の規定により休日を振替えた場合、振替後の休日）において所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その実際に勤務した全時間に対して、休日給を支給する。

2 休日給は、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の割合は、前条第1項第2号及び同項第3号を準用する。

(夜勤手当)

第19条 所定の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 第17条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び管理職手当の月額の合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の本給の月額とは、第23条の規定による本給の調整額が含まれた額をいい、規定により本給を減ぜられているときでも、本来受けるべき本給の月額とする。

3 第1項の地域手当、広域異動手当の月額とは、前項の本給の月額に地域手当、広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

(宿日直手当)

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,200円を支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

2 前項の勤務は、第17条から第19条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 第11条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要及びその他業務上の必要により勤務時間等規程第10条に規定する週休日又は同規程第12条に規定する休日に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、当該職員が災害への対処等のため、臨時又は緊急及びその他業務上の必要により午後10時から午前5時までの間に正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(本給の調整額)

第23条 本給の調整額は、機構長が別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員（その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。）に支給する。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額の100分の25を超えるときは、本給月額の100分の25に相当する額とする。

3 前2項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び平成22年11月30日改正給与規程附則（以下、本条及び次条において「附則」という。）第2条第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、解雇された職員又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。なお、基準日に退職し、解雇された職員又は死亡した職員及び同日に新たに職員となった者は職員に含まれる。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（一般職本給表（一）の適

用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者並びに同表及び指定職本給表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する者（以下「特定幹部職員」という。）にあつては100分の100を乗じて得た額、指定職本給表の適用を受ける職員にあつては100分の60.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。附則第2条第5号において同じ。）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、同表及び指定職本給表以外の各本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各本給表につき機構長が別に定めるもの並びに指定職本給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に本給の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にその職の職制上の段階、職務の級等を考慮して機構長が別に定める職員の区分に応じて、機構長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額（特定幹部職員並びに指定職本給表の適用を受ける職員にあつては、その額に本給月額に機構長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額、）を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員等職員が引き続き職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、期間に算入する。

6 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

一 職員が基準日から支給日の前日までの間に、職員就業規則第36条の規定により懲戒解雇された場合

二 職員が基準日から支給日の前日までの間に、職員就業規則第21条の規定により解雇された場合

三 職員が基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し又は解雇された職員（前2号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合

四 次項の規定により期末手当の一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合

五 職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第4条及び第4条の2により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

六 職員の介護休業等に関する規程（以下「介護休業等規程」という。）により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

7 機構長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、

又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 8 機構長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 9 機構長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（勤勉手当）

- 第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第2条第6号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じた割合に機構長が別に定める成績率を乗じて得た額とする。
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
 - 4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額に準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第25条第3項」と読み替える。
 - 5 前条第6項及び第7項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
 - 6 前5項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 削除

(休職者の給与)

- 第27条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により、職員就業規則第19条第1項第1号により休職にされた場合には、その休職の期間中、これに給与（基本給及び諸手当をいう。）の全額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところに従い、休業（補償）給付又は傷病（補償）年金（以下「労災保険給付」という。）がある場合には、給与の額から労災保険給付の額を控除した額）を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職にされた場合には、その休職期間が1年（結核性疾患にあっては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が職員就業規則第19条第1項第2号により休職にされた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員就業規則第19条第1項第3号（次号による場合を除く。）第4号、第7号による休職にされた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 5 職員就業規則第19条第1項第3号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100を支給することができる。
- 6 職員就業規則第19条第1項第5号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 7 休職期間中の職員に対しては、他に別段の定めがない限り、第1項から第5項まで及び第9項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第2項から第4項までの規定による本給、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 9 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 10 第2項の休職期間の計算等については、機構職員の休職及び復職に関する規程第3条の規定を準用する。

(派遣職員の給与)

- 第28条 職員就業規則第19条第1項第6号に定める派遣職員には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下「本給等」という。）のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、あらかじめ機構長の承認を得て、本給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。その他必要な事項は、その都度機構長が定める。

(育児休業等の給与)

- 第29条 職員育児休業規程第4条及び第4条の2により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

三 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、機構長が定めるところにより、号給を調整することができる。

四 職員が育児部分休業（育児休業規程第13条に規定する育児部分休業をいう。）により1日の所定の勤務時間の一部について勤務しない場合には、第32条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（介護休業等の給与）

第30条 職員介護休業規程により介護休業及び介護部分休業をする職員の給与については、第32条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（機構の命令により勤務させない場合の給与）

第31条 入所禁止又は退所等機構の命令により職員を勤務させない場合には、機構は当該職員に1日当たり平均給与の100分の60を支給するものとする。

2 前項の平均給与の計算方法については、第34条第1項の定めによる。

（給与の減額）

第32条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第20条に規定する勤務1時間あたりの給与額（円位未満四捨五入）にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、部分休業の時間数及び介護休業の時間数の合計である。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

（本給の半減）

第33条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（職員就業規則第29条）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項の病気休暇期間の計算等については、勤務時間等規程第20条の規定を準用する。

3 前2項に規定するもののほか、第1項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、機構長が定める。

(減給)

第34条 減給は、平均給与（算定すべき事由の発生した日（減給の意思表示が職員に到達した日）以前3箇月間における職員の平均給与をいい、その以前3箇月間とは、算定事由の発生した日は含まれず、その前日からさかのぼって暦日の3箇月について算定する。）に、職員に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で割った金額とする。ただし、次の期間がある場合は、その日数及び給与額は先の期間及び給与総額には含まない。

- 一 業務上の傷病にかかり休職した期間
- 二 産前産後の休暇の期間
- 三 育児・介護休業期間
- 四 試用期間

2 前項ただし書の給与総額とは、算定期間中に支払われる労働基準法第11条に規定する給与のすべてをいう。ただし、次の給与については給与総額には含まない。

- 一 臨時に支払われた給与
- 二 期末手当及び勤勉手当

3 第1項ただし書に定める期間が、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3箇月以上にわたる場合の平均賃金は、その期間の最初の日をもって、平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなす。

4 前3項までに定めるもののほか、減給に関し必要な事項は、労働基準法に従い機構長が定める。

(日割計算)

第35条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、第11条に規定する管理職手当、第12条に規定する地域手当及び第12条の2に規定する広域異動手当の支給について準用する。

(端数計算)

第36条 第17条から第19条までの規程により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当並びに第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第37条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第38条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、機構長が定める。

(実施に関し必要な事項)

第39条 職員の給与に関しては、本規程に定めるもののほか、本規程に関する運用・解釈等については機構長が別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(本給表)

2 本規程第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員（以下「承継職員」という。）の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、行政職俸給表（一）については一般職本給表（一）とし、行政職俸給表（二）については一般職本給表（二）とし、教育職俸給表については研究教育職本給表とし、指定職本給表については指定職本給表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

(本給月額)

3 前項の適用を受ける職員の施行日における本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし本給月額を決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規程の改正は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替等)

2 この規程の適用日の前日において、別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

第3条 切替日の前日において本規程別表第1から別表第4までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

3 切替日の前日において指定職本給表の適用を受けていた職員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第4の新号給欄に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え）

第4条 切替日の前日において、本規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における新号給は、別表第5に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（本給の切替えに伴う経過措置）

第6条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（平成21年11月30日改正職員給与規程の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年11月30日改正職員給与規程附則第2条（以下本条において「附則第2条」という。）の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が附則第2条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下このこの項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

一 二に掲げる職員以外の職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその号給が次の表の号給欄に掲げる号給である者を除く。） 100分の99.1

二 指定職本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

本 給 表	職 務 の 級	号 給
-------	---------	-----

一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
研究教育職俸給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

第7条 前条の規定による本給を支給される職員に関する本規程第11条第2項、第23条第2項及び第26条の規定の適用については、本規程第11条第2項中「調整前における本給月額」とあるのは「調整前における本給月額と平成18年4月1日改正職員給与規程附則第6条の規定による本給の額との合計額」と、第23条第2項及び第26条中「本給月額」とあるのは「本給月額と平成18年4月1日改正職員給与規程附則第6条の規定による本給の額との合計額」とする。

（平成19年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例）

第8条 平成19年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	2号給
	3号給	1号給

（平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例）

第9条 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給

(国立大学法人等との人事交流者の支給割合基準日の改正)

第10条 (削除)

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

第2条 平成18年4月1日改正人間文化研究機構職員給与規程附則第6条の規定による本給を支給される職員のうちその者の受ける本給月額と当該本給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える職員についての本規程第11条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額」とあるのは、「職員の本給月額と平成18年4月1日改正人間文化研究機構職員給与規程附則第6条の規定による本給の額との合計額」とする。

(国立大学法人等との人事交流者の地域手当に関する特例)

第3条 (削除)

(広域異動手当に関する経過措置)

第4条 本規程第12条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務場所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から3年を経過する日までの間」とあるのは、「当該異動等の日から3年を経過する日までの間のうち、平成19年4月1日以後の期間について」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成19年8月1日から施行する。

(平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例)

第2条 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第4項	2号給	1号給
--------	-----	-----

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成20年1月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づ

いて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

(国立大学法人等との人事交流者の地域手当に関する特例)

第2条 国立大学法人等との人事交流協定に基づき採用した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）において、当該異動後の地域手当の支給割合が異動の日の当日の交流元の国立大学法人等の地域手当（地域手当に相当する手当を含む。）支給割合（以下「異動当日の交流元の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該異動の日から人事交流期間満了（人事交流協定に定める期間を延長した場合の期間を含む。）までの間、本給及び扶養手当の合計額に異動当日の交流元の支給割合（異動当日の交流元の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、改定後の交流元の国立大学法人等の支給割合）を乗じて得た月額地域手当の額を支給することができる。

附 則

この規程の改正は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成21年6月に支給する期末手当に関する第24条第2項の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成21年10月1日から施行する。

(国立国語研究所の異動者にかかる経過措置)

第2条 この規程の施行日の前日において、独立行政法人国立国語研究所（以下「旧国語研」という。）に在職しており、旧国語研の解散により施行日において人間文化研究機構国立国語研究所に身分を承継された職員（以下「承継職員」という。）で新たな本給表の適用を受ける職員のうち、その者の受ける本給月額が施行日の前日に受けていた本給月額に相当する額（以下「前本給月額」という。）に達しないこととなる場合は、必要と認める間、当該受ける本給月額にかかわらず、前本給月額を本給として支給することができる。

第3条 前条の規定にかかわらず、承継職員のうち、研究員となった職員の本給については、必要と認

める間、本規程第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、機構長が別に定める研究職本給表等を適用する。

附 則

この規程の改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年1月1日から施行する。ただし、施行の日（以下「施行日」という。）の前日に機関の長として指定職本給表の適用を受ける者が、施行日以降に引き続き機関の長として在職する場合（再任による場合を含む。）は、第5条第3項第3号の規定にかかわらず、指定職本給表を適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

（育児休業復職時号給調整に係る経過措置）

第2条 施行日以前に育児休業を取得又は育児休業から復帰した職員について部内均衡上必要と認められる場合は、第29条第1項第3号中「100分の100以下」とあるのは「平成19年8月1日（以下「基準日」という。）以降の育児休業期間については100分の100以下、基準日の前日以前の育児休業期間については2分の1以下」と読替えてその者の受ける号給について必要な調整を行うことができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程の改正は、平成22年12月1日から施行する。

（55歳を超える職員の本給月額の減額支給等について）

第2条 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（機関の長及び再任用職員を除く。）のうちその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第33条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び第3項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給

月額を減じた額（以下この項及び附則第3項において「本給月額減額基礎額」という。）

二 管理職手当 前号に準ずる額

三 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

四 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

五 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第24条第4項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

六 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第25条第4項において準用する第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項に規定する割合を乗じて得た額）

七 第27条第1項から第5項まで、第7項及び第9の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第27条第1項 前各号に定める額

- ロ 第27条第2項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第27条第3項 第1号、第3号及び第4号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額
- ニ 第27条第7項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額
- ホ 第27条第9項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職本給表(一)	6級
研究教育職本給表	5級

- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。
- 3 第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条から第19条まで並びに第29条、第30条並びに第32条に規定する勤務1時間当りの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額、管理職手当並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び管理職手当の月額合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- （その他必要な事項）

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程の改正は、平成23年1月11日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の第27条第10項及び第33条の規定は、同日以後の病気休職期間及び同日以後に使用した病気休暇期間について適用する。

（平成23年4月1日における号給の調整等）

第2条 平成23年4月1日（以下「調整日」という。）において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）において本規程第9条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して次の各号の一に該当する者を除く。）

その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

一 調整対象昇給日における本規程第9条の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から調整日までの期間（以下「特定期間」という。）に本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない別に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「本給表異動等」という。）をした職員を除く。）

二 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が前年の昇給日後に新たに職員となった者として別に定める基準に従い決定された昇給の号給数（以下この号において「期間割昇給号給数」という。）である職員であって、当該期間割昇給号給数と、本規程平成18年改正附則第9条の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割号給数とが等しくなるもの（次号及び次項第3号イにおいて「期間割非抑制職員」という。）（特定期間に本給表異動等をした職員を除く。）

三 特定期間に本給表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等があったものとした場合に、調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

2 前項の当該職員との権衡上必要があると認められる職員は、調整対象昇給日に本規程第9条の規定により昇給した職員以外のうち、次に掲げるものとする。

一 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、平成19年1月1日以後に新たに職員となり、別に定める初任給に関する経過措置の適用を受けて号給を決定された職員であって、採用日から同経過措置による調整年数を遡った日が平成21年11月1日（新たに職員となった者の職務の級が、一般職本給表（一）7級以上であるものは、同年10月1日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）

二 特定期間に国家公務員、他国立大学法人及び地方公務員等から人事交流等により引き続いて職員となった者（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員を除く。）

三 特定期間に本給表等異動等をした職員であって、次に掲げるもの

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員を除く。）

ロ 調整対象昇給日から調整日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であって、新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第一号に該当することとなるもの

3 前項までに定めるもののほか、調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員であって、平成21年1月1日から調整日の前日までの間に復職又は職務に復帰した場合、調整日以後に採用された職員のうち、調整日において43歳に満たない職員の初任給の号給を決定する場合その他の場合に、部内

他の職員との均衡を考慮して権衡上必要と認められる限度において、給与法適用者の例により、必要な調整を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日における号給の調整)

第2条 平成24年4月1日において、36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の本規程第9条の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（平成24年4月1日において30歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる職員にあっては、2号給）上位の号給とすることができる。

2 前項の規定により号給の調整を実施する場合のほか、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員の復職時の号給決定又は初任給決定の計算過程等における平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給抑制の効果等考慮すべき状況が認められる場合に、部内の他の職員との均衡を考慮して、給与法適用者の例により必要な調整を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号給の調整)

第2条 平成25年4月1日において、31歳以上39歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日における本規程第9条の規定による昇給その他の号給の決定過程において昇給抑制の効果等が認められる場合（以下この条において「調整考慮事項が認められる場合」という。）において、31歳以上37歳未満の職員にあっては、いずれか2以上（37歳以上39歳未満の職員にあっては、いずれか1以上）の調整考慮事項が認められる場合は、当該職員の平成25年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすることができる。

2 前項の規定により号給を調整する場合のほか、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員の復職時の号給決定又は初任給決定の計算過程等において調整考慮事項が認められる場合は、部内の他の職員との均衡を考慮して、給与法適用者の例により必要な調整を行うことができる。

附 則

この規程の改正は、平成２６年１月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

第１条 この規程は、平成２６年４月１４日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

(平成２６年４月１日における号給の調整)

第２条 平成２６年４月１日において、３８歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）のうち、当該職員の平成１９年１月１日、平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日における本規程第９条の規定による昇給その他の号給の決定過程においていずれも昇給抑制の効果等が認められる場合（以下この条において「調整考慮事項が認められる場合」という。）において、３８歳以上４０歳未満の職員にあっては、いずれか２以上の調整考慮事項が認められる場合において、４０歳以上４５歳未満の職員にあっては、いずれかの調整考慮事項が認められる場合においては、当該職員の平成２６年４月１日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とすることができる。

２ 前項の規定により号給を調整する場合のほか、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員の復職時の号給決定又は初任給決定の計算過程等において調整考慮事項が認められる場合は、部内の他の職員との均衡を考慮して、給与法適用者の例により必要な調整を行うことができる。

附 則

(施行期日)

第１条 この規程の改正は、平成２６年１２月１７日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

(平成２７年３月３１日までの間における本規程の適用に関する特例)

第２条 平成２７年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第９条第２項	４号給	３号給
	３号給	２号給

附 則

(施行期日)

第１条 この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第２条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同

日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年11月30日改正職員給与規程附則第2条（以下本条において「附則第2条」という。）の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうちその職務の級が附則第2条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

- 2 切替日以降に新たに本規程の適用を受けることとなった職員について、国家公務員、地方公務員又は他の国立大学法人、大学共同利用機関法人等の職員であった者が、引き続き本機構の職員となった場合（退職手当の算定において在職期間が通算されることとなる場合に限る。）において、前項の規定による額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、本給を支給する。

（広域異動手当に関する経過措置）

第3条 改正後の規程第12条の2第1項中「100分の10」、「100分の5」とあるのは、平成28年3月31日までの間においては、それぞれ「100分の8」、「100分の4」と読み替える。

（単身赴任手当に関する経過措置）

第4条 改正後の規程第15条第2項中「30,000円」とあるのは、平成30年3月31日までの間においては、「26,000円」と読み替える。

附 則

この規程は、平成27年9月7日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年3月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（平成27年給与改正に伴う給与の支給等の特例）

第2条 平成27年3月23日改正附則第2条に該当する者のうち、本規程の給与改正の適用を受け、算出時の端数処理により施行日の前日に支給された本給及び諸手当等（給与の減額の規定等を適用された場合の額も含む）の額に達しない額となる場合は、施行日の前日に受けていた額を支給するものとする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

第3条 平成27年4月1日改正職員給与規程附則第4条において「平成30年3月31日まで」とあるのは、「平成28年3月31日まで」と読み替える。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年1月30日から施行する。

（平成28年給与改正に伴う給与の支給等の特例）

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規

程」という。)第5条第2項別表第1から別表第5の規定は平成28年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規程は平成28年12月1日から適用する。

第3条 平成27年3月23日改正附則第2条に該当する者のうち、本規程の給与改正の適用を受け、算出時の端数処理により施行日の前日に支給された本給及び諸手当等（給与の減額の規定等を適用された場合の額も含む）の額に達しない額となる場合は、施行日の前日に受けていた額を支給するものとする。

附 則
(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成28年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第2条 改正後の第10条第3項の規定に定める扶養手当の額は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、第10条ただし書き及び当該規定を適用せず次の表に定める額とする。

改正後の第10条第2項各号に掲げる扶養親族	改正後の第10条に定める者	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
第1号	一般(一)9級以上職員等(改正後の第10条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)	10,000円	6,500円	3,500円
	一般(一)8級職員等(改正後の第10条第3項各号に定めるものをいう。以下同じ。)	10,000円	6,500円	3,500円
	それ以外の者	10,000円	6,500円	6,500円
第2号	一般(一)9級以上職員等	8,000円	10,000円	10,000円
	一般(一)8級職員等	8,000円	10,000円	10,000円
	それ以外の者	8,000円	10,000円	10,000円
第3号から第6号まで	一般(一)9級以上職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	一般(一)8級職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	それ以外の者	6,500円	6,500円	6,500円

2 改正後の第10条第2項第1号に掲げる扶養親族がない場合にあっては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、そのうち1人につき次の各号に定める額とする。ただし、いずれにも該当する場合には、第1号に定める額とする。

- 一 改正後の第10条第2項第2号 10,000円
- 二 改正後の第10条第2項第3号から第6号まで 9,000円

3 改正後の第10条第5項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を機構長に届け出なければならない。 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を機構長に届け出なければならない。 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 二 扶養親族足り要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

4 改正後の第10条第6項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで	6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、解雇され、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

5 改正後の第10条第7項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、

	これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係る者がある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで	7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 三 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般（一）8級以上職員等（一般（一）8級職員等及び一般（一）9級以上職員等のことをいう。以下、同じ。）が一般（一）8級以上職員等以外の職員となった場合 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）8級以上職員等以外の者が一般（一）8級以上職員等となった場合 五 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年1月29日から施行する。

(平成29年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)別表第1から別表第5の規定は平成29年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規程は平成29年12月1日から適用する。

第3条 平成27年3月23日改正附則第2条に該当する者のうち、本規程の給与改正の適用を受け、算出時の端数処理により施行日の前日に支給された本給及び諸手当等(給与の減額の規定等を適用された場合の額も含む)の額に達しない額となる場合は、施行日の前日に受けていた額を支給するものとする。

(平成30年4月1日における号給の調整)

第4条 平成30年4月1日において、37歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)のうち、平成27年1月1日において本規定第9条の規定により昇給した職員、その他の号給の決定過程において同等の昇給抑制の効果等が認められる職員の平成30年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすることができる。

附 則

第1条 この規程は、平成31年1月28日から施行する。

第2条 本規定第24条第2項に規定する期末手当の支給割合については、平成31年4月1日から適用する。適用日までの間は以下のとおり読み替えるものとする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては、100分の137.5を乗じて得た額(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者並びに同表及び指定職本給表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する者(以下「特定幹部職員」という。)にあっては6月に支給する場合においては、100分の102.5、12月に支給する場合においては、100分の117.5を乗じて得た額、指定職本給表の適用を受ける職員にあっては6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の73.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第3条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)別表第1から別表第5の規定は平成30年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規程は平成30年12月1日から適用する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年1月27日から施行する。

第2条 本規程第13条第1項及び第2項に規定する住居手当の支給額については、令和2年4月1日から適用する。適用日までの間は以下のとおり読み替えるものとする。

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舍に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
 - 二 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして機構長が別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 2 令和2年4月1日の前日において第13条の規定による住居手当を支給されていた職員で、改正により同条で定める手当額が2,000円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日までの間、改正前の同条に定める手当額から2,000円を減じた額を住居手当として支給する。

第3条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）別表第1から別表第5の規定は平成31年4月1日から、改正後の職員給与規程第13条の規程は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年2月27日から施行する。ただし、第24条及び第29条の改正は、令和4年10月1日から適用する。

（令和4年給与改正に伴う給与の支給等の特例）

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者に

については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)別表第1から別表第3の規定は令和4年4月1日から適用する。

別表第1 一般職本給表(一)(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	

別表第1 一般職本給表(一)(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				

別表第1 一般職本給表(一)(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								

別表第1 一般職本給表(一)(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								

別表第2 一般職本給表(二)(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900

別表第2 一般職本給表(二)(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600

別表第2 一般職本給表(二)(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	

別表第2 一般職本給表(二)(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		

別表第2 一般職本給表(二)(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000	534,400
2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300	537,400
3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700	540,500
4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200	543,600
5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300	546,600
6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800	549,000
7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000	551,500
8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500	553,900
9	195,500	237,600	301,600	349,800	424,200	556,200
10	198,000	240,000	304,000	352,500	426,700	558,000
11	200,700	242,400	306,400	355,200	429,000	559,900
12	203,300	244,800	308,900	358,200	431,300	561,800
13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700	563,500
14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900	564,900
15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100	566,200
16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400	567,400
17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500	568,700
18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900	569,500
19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200	570,200
20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600	570,900
21	220,400	268,300	326,300	377,600	450,700	571,700
22	222,300	271,300	328,700	379,400	453,000	
23	224,200	274,200	330,900	380,900	455,400	
24	226,100	277,100	333,300	382,100	457,700	
25	227,900	279,700	335,300	383,500	459,700	
26	230,000	282,300	337,300	385,300	461,900	
27	232,100	284,800	339,400	387,100	464,000	
28	234,200	287,400	341,800	389,000	466,200	

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300	
30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600	
31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800	
32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900	
33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800	
34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900	
35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200	
36	250,300	305,900	356,800	402,700	483,400	
37	251,800	308,400	358,400	403,800	485,500	
38	253,300	309,700	360,400	405,400	487,500	
39	254,700	311,400	362,500	406,900	489,400	
40	256,200	312,800	364,400	408,400	491,300	
41	258,100	314,500	366,300	409,300	493,300	
42	259,700	315,000	368,200	410,900	495,200	
43	261,100	315,500	370,000	412,400	496,900	
44	262,600	316,000	371,800	414,000	498,800	
45	263,800	316,800	373,600	415,300	500,700	
46	265,300	317,800	375,400	416,900	502,500	
47	266,900	318,600	376,900	418,300	504,300	
48	268,200	319,600	378,700	419,900	506,200	
49	269,600	320,400	380,200	421,300	507,900	
50	270,100	321,300	381,800	422,600	509,600	
51	270,600	322,100	383,400	423,900	511,400	
52	271,300	322,900	385,100	425,200	513,300	
53	271,800	324,000	386,200	425,900	514,900	
54	272,300	324,800	387,700	426,900	516,500	
55	272,800	325,500	389,100	427,800	518,200	
56	273,300	326,300	390,700	428,700	519,800	
57	273,800	326,800	392,000	429,600	521,400	
58	274,900	327,500	393,400	430,500	522,700	

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
59	275,800	328,400	394,700	431,400	524,000	
60	276,800	329,200	396,200	432,300	525,200	
61	277,700	330,200	397,500	433,200	526,400	
62	278,700	331,200	398,900	434,100	527,400	
63	279,600	332,300	400,400	435,100	528,400	
64	280,500	333,400	401,900	436,200	529,400	
65	281,300	334,100	402,900	437,100	530,000	
66	282,000	335,200	404,000	438,100	530,900	
67	283,000	335,900	405,000	439,100	531,800	
68	283,900	337,000	406,100	440,000	532,700	
69	284,400	337,600	407,100	441,000	533,600	
70	285,200	338,700	408,000	442,000	534,400	
71	286,000	339,600	408,800	442,900	535,100	
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600	
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300	
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800	
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600	
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200	
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700	
78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300	
79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900	
80	294,200	347,800	414,900	450,300	540,500	
81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100	
82	296,000	349,800	415,600	451,800		
83	296,900	350,800	415,900	452,100		
84	297,800	351,800	416,300	452,700		
85	298,300	352,400	416,600	453,100		
86	299,100	353,000	417,000	453,500		
87	299,900	353,600	417,400	453,900		
88	300,800	354,200	417,800	454,200		

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
89	301,400	354,800	418,100	454,500		
90	302,000	355,200	418,500	454,900		
91	302,700	355,600	418,900	455,300		
92	303,300	356,100	419,200	455,600		
93	304,000	356,600	419,500	455,900		
94	304,600	357,000	419,900	456,300		
95	305,200	357,500	420,200	456,600		
96	305,800	358,000	420,500	456,900		
97	306,500	358,600	420,800	457,200		
98	307,100	359,100	421,200	457,600		
99	307,700	359,500	421,500	457,900		
100	308,300	360,000	421,800	458,200		
101	308,700	360,400	422,100	458,500		
102	309,000	360,900	422,500			
103	309,300	361,200	422,800			
104	309,700	361,700	423,100			
105	310,000	362,200	423,400			
106	310,400	362,600	423,800			
107	310,700	363,100	424,100			
108	311,000	363,600	424,400			
109	311,400	364,000	424,700			
110	311,700	364,500	425,000			
111	312,100	365,000	425,300			
112	312,500	365,400	425,600			
113	312,800	365,800	425,900			
114	313,200	366,200	426,200			
115	313,500	366,700	426,500			
116	313,800	367,100	426,800			
117	314,000	367,500	427,000			
118	314,300	367,900				

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
119	314,700	368,400				
120	315,100	368,800				
121	315,300	369,100				
122	315,600	369,500				
123	316,000	370,000				
124	316,400	370,300				
125	316,600	370,700				
126	316,800	371,200				
127	317,100	371,700				
128	317,500	372,100				
129	317,700	372,500				
130	318,000	373,000				
131	318,400	373,500				
132	318,600	374,000				
133	318,800	374,500				
134	319,100	375,000				
135	319,500	375,500				
136	319,700	376,000				
137	319,900	376,500				
138	320,100	377,000				
139	320,300	377,500				
140	320,600	378,000				
141	321,000	378,500				
142	321,300					
143	321,600					
144	321,900					
145	322,300					
146	322,600					
147	322,800					
148	323,100					

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:令和4年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
149	323,500					
150	323,800					
151	324,100					
152	324,300					
153	324,600					
154	324,900					
155	325,200					
156	325,500					
157	325,700					